

香川県警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月24日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第7号

香川県警察署協議会規則の一部を改正する規則
香川県警察署協議会規則（平成13年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
警察署	警察署協議会の名称	委員の定数	警察署	警察署協議会の名称	委員の定数
略			略		
香川県さぬき警察署	さぬき警察署協議会	<u>3人</u>	香川県さぬき警察署	さぬき警察署協議会	<u>5人</u>
略			略		
香川県高松北警察署	高松北警察署協議会	<u>12人</u>	香川県高松北警察署	高松北警察署協議会	<u>10人</u>
香川県高松南警察署	高松南警察署協議会	<u>10人</u>	香川県高松南警察署	高松南警察署協議会	<u>9人</u>
香川県坂出警察署	坂出警察署協議会	<u>5人</u>	香川県坂出警察署	坂出警察署協議会	<u>4人</u>
略			略		

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- さぬき警察署協議会の委員の定数は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成23年3月31日までの間、4人とする。